

法務局職員の増員に関する意見書

法務局は、登記をはじめ戸籍、国籍、供託、行政訴訟及び人権擁護など、地方行政とも密接な関係がある多種にわたる事務を所掌し、国民の権利と財産を守る重要な役割を担っている。

近年における社会情勢の大きな変化と、これに伴う政府の構造改革などにより、業務内容は複雑・困難化しているほか、令和3年4月21日に成立した「民法等の一部を改正する法律」及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」による所有者不明土地対策の推進により、新たな業務も発生している。

このような状況の中、法務局では職員の絶対数が不足しているため、抜本的な対策がとれないまま、証明書発行業務の民間委託や臨時職員の採用などにより業務を処理するという変則的な状態に陥っている。また、土地や建物についてのトラブルや相続問題などの相談に対応することができる専門の職員の配置が不十分な状況にあり、多くの法務局で、国民の期待する行政サービスの水準を維持することが困難となっている。

こうした事情を背景とし、国会においては「法務局・更生保護官署・入国管理官署及び少年院施設の増員に関する請願」が採択されているが、依然として十分な改善が図られていない状況にある。

よって、国においては、職場の実情を十分に考慮し、法務局の所掌事務の適正かつ迅速な処理及び行政サービスの充実強化並びに職員の労働条件の改善を図るため、法務局職員の増員を実現するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月21日

秋田県議会議長 柴田正敏

衆議院議長	細田博之様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	岸田文雄様
法務大臣	古川禎久様
財務大臣	鈴木俊一様